

第二回國會 衆議院 財政及び金融委員會會議錄第九号

昭和二十三年三月十九日(金曜日)
午前十一時三十分開議

出席委員

委員長代理 理事 梅林 時雄君
理事 島田 晋作君 理事 中崎 敏君
理事 吉川 久衛君

川合 彰武君 川島 金次君
河井 榮藏君 西村 榮一君
松尾 トシ君 八百板 正君
大上 司君 栗田 英男君
後藤 俊治君 中曾根康弘君
細川八十八君 松田 正君
青木 孝義君 泉山 三六君
江崎 眞澄君 島村 一郎君
周東 英雄君 吉米地英俊君
淺利 三朗君 井出 太郎君
内藤 友明君

出席國務大臣

大藏大臣 北村徳太郎君

出席政府委員

經濟安定本部 谷口 孟君
物資價局長 福田 超夫君
大藏事務官 河野 一之君
大藏事務官 今井 一男君
委員外の出席者 議員 野坂 參三君
專門調査員 圓地與四松君
專門調査員 氏家 武君

三月十八日

政府職員の俸給等に関する法律案
(内閣提出)(第一五五号)

政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案(内閣提出)(第一六六号)

の審査を本委員会に付託された。
二月二十三日

仙台市に東北証券取引所設置促進の請願外一件(庄司一郎君紹介)(第二七号)
昭和二十二年分所得税更訂決定に対する請願(亘四郎君紹介)(第三二号)
大根占町に元飛行機救難艇墾下の請願(前田郁夫君紹介)(第七〇号)
官吏の出張旅費規定改正の請願(坂東幸太郎君紹介)(第七一号)
北海道の青果物公認荷受機関に資金融通の請願(坂東幸太郎君紹介)(第七八号)

三月十六日
静岡専賣支局を静岡地方専賣局に昇格の請願(岡野繁藏君紹介)(第一〇〇号)
大相撲本場所における入場税減免の請願(佐藤次郎君紹介)(第一〇九号)
光海軍工廠跡敷地地下に関する請願(守田道輔君紹介)(第一一一号)
食糧生産の合理化に関する請願(多賀安郎君外九名紹介)(第一二九号)
昭和二十二年分所得税更訂決定に対する請願(長野長廣君紹介)(第一五五号)
外國製中古自動車公定價格撤廃の請願(櫻内義雄君紹介)(第一七〇号)
の審査を本委員会に付託された。
三月十三日

非戦災家屋税免除に関する陳情書(大阪市中区中之島朝日ビルヂング内大阪ビルヂング協合理事代表田代一)(第三六号)

証券金融拡充等に関する陳情書(全國証券協同聯合會會長小林光次)(第四〇号)
証券民主化に関する陳情書(全國証券協同聯合會會長小林光次)(第四一號)

第二封鎖預金等の拂戻に関する陳情書(第二一回東北北海道各市議會議長會長石巻市議會議長本間儀兵衛)(第五四号)
起債の條件緩和に関する陳情書(第二一回東北北海道各市議會議長會長石巻市議會議長本間儀兵衛)(第五六号)

市債に対する大藏省預金部の貸出に関する陳情書(第二一回東北北海道各市議會議長會長石巻市議會議長本間儀兵衛)(第五七号)
國有林野の拂下げに関する陳情書(第二一回東北北海道各市議會議長會長石巻市議會議長本間儀兵衛)(第五八号)
簡易保險郵便年金積立金の地方融通再開の陳情書(第二一回東北北海道各市議會議長會長石巻市議會議長本間儀兵衛)(第六三号)
富嶺の発行制限緩和に関する陳情書(第二一回東北北海道各市議會議長會長石巻市議會議長本間儀兵衛)(第六七号)

本日の會議に付した事件
政府職員の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第一五五号)
政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大藏省預金部外三特別

計に対する一般会計の繰入金に関する法律案(内閣提出)(第一六六号)

○梅林委員長代理 これより會議を開きます。
昨十八日本委員会に付託されました政府職員俸給等に関する法律案及び政府職員俸給等の支給に関する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案を一括議題といたします。まず政府の説明を求めます。

政府職員俸給等に関する法律案
官吏、官吏の待遇を受ける者、傭託員、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者(内閣總理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官及び他の法律に特別の定めのあるものを除く。以下職員という。)に対しては、昭和二十三年一月一日に遡及して、職員總平均の月收二千九百二十四円の俸給等を支給するものとする。

臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に示された各職員の俸給等を決定する方法及び原則並びにその他の事項は、職員總平均の月收二千九百二十四円の水準の下における各職員の俸給等を決定する場合に、これを採用するものとする。

前二項の俸給等の額及びその支給に関する事項は、別に法律で、これを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。
第二條 この法律の本則第三項の規定による俸給等の額及びその支給に関する事項を定める法律の規定が適用せられるまでの間、職員に對しては、昭和二十三年一月一日に遡及して職員總平均の月收二千五百円の暫定給與を支給することが出来る。

第三條 暫定給與は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当とする。
第四條 職員の暫定俸給の月額は、その現に受ける俸給又は給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額(以下現俸給という。)に、その職員の勤務時間に応じて定めた左の各号の一の割合を夫々乗じて得た金額とする。

一 平均一週間當りの所定拘束勤務時間が、四十一時間三十分以上四十四時間未満のものにあつては、十五割
二 平均一週間當りの所定拘束勤務時間が、四十四時間以上四十八時間未満のものにあつては、十六割
三 平均一週間當りの所定拘束勤務時間が、四十八時間以上のものにあつては、十七割

暫定俸給の支給に關しては、官吏俸給令による俸給支給の例による。但し、月二回俸給支給の慣習

のある場合においては、その例によることができる。

第五條 暫定扶養手当の月額、扶養親族一人につき、二百二十五円とする。

暫定扶養手当の支給に關しては、臨時家族手当給與令による臨時家族手当支給の例による。

第六條 暫定勤務地手当は、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に對し、これを支給する。

暫定勤務地手当の月額、暫定俸給の月額及び暫定扶養手当の月額の合計額の二割以上三割以下とする。

生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給されるべき暫定勤務地手当の割合の決定は、大蔵大臣が、これを行う。

第四條第二項の規定は、暫定勤務地手当の支給に關して、これを準用する。

第七條 職員が執務しないときは、その執務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除く外、第四條第二項（前條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その執務しない一時間につき、一時間当りの暫定俸給（これに對する暫定勤務地手当を含む。）以下同じ。）を減額する。

前項の一時間当りの暫定俸給の額は、昭和二十二年法律第六十七号（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應給措置に關する法律）に基づき、超過勤務手当を支給する場合における一時間当りの給與額の計算方法と同様の方法によつて計算した額とする。

第一項の場合において、その月分の暫定給與が既に支給されているときは、その後において支給すべき給與から、これを減額する。

第八條 職員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた現俸給、臨時家族手当給與令による臨時家族手当、大正九年勅令第四百五号（交通支離の場所に在勤する職員に手当給與の件）による臨時勤務地手当及び昭和二十二年法律第四百十号（政府職員に對する臨時手当の支給に關する法律）による臨時手当は、この法律による暫定給與の内拂とみなす。

前項の規定により内拂とみなされた金額とこの法律による暫定給與との差額は、所得税法の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

政府職員の俸給等の支給に關する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に對する一般会計の繰入金に關する法律案

政府は、臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に基く俸給等の支給に關する措置等に伴う大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の繰入金をするることができる。但し、その金額は、大藏省預金部特別会計については、

一億九千六百八十三千円、國有鐵道事業特別会計については、十九億九百四十四千円、通信事業特別会計については、九億三千九百九十四千円、簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定については、一億六千七百八十一万五千円、會計の年金勘定については、四百八十三万四千円を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定から、各その繰入金に相當する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

○北村國務大臣 このたび本國會に提出いたしました政府職員の俸給及び政府職員の俸給等の支給に關する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に對する一般会計の繰入金に關する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず政府職員の俸給等に關する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は昨年末、全通その他官公職員労働組合の爭議に關する中央労働委員會の調停案を受諾したのであります。この調停案に基づきまして、新給與案を審議するため設置せられました臨時給與委員會は、本年一月二十七日以降約四十日にわたり慎重審議を重ね

ました結果、去る二月二十日第一報告書を、また三月六日には第二報告書を、それら、政府に提出するに至つたのであります。政府としましては、臨時給與委員會に多くの組合の参加を得ることができなかつたことを、はなはだ遺憾と存じておるのであります。この委員會の構成、運営の面から見ると、その到達いたしました結論が、

ともかく現状において望み得られる限りの客観的資料を使用し、周到な検討を加えた結果作成されたものでありますので、この報告書の内容は、現在としては最も公正妥當なものであり、従つてこれに従うことが、政府職員の給與問題を最も民主的に処理することとなるのであると見て、右の見地に立ちまして、政府といたしましては、右の報告書に基く新給與案の實施が、その内容から見て、今日の國家財政にとり、まことに重大な負担であるにもかかわらず、政府職員の現行給與水準が特に低きに失し、その生活が極度の窮迫に陥つておる事實を卒直に認め、新給與案を實施するため、これに必要な予算とともに、この法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案の内容を簡単に申し上げます。まず本則におきまして、内閣總理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官を除いた職員に對し、臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に基きまして新給與水準、すなわち二千九百二十円水準による俸給等を本年一月にさかのぼつて支給することとし、右の俸給等の額及びその支給に關する事項は、別に法律でこれを定めることとしてあります。なお内閣總理大臣等この法律の適用を受けたい者の俸給等につきましては、別に法律でこれを定めることとしてあります。従つて右二つの法律につきます。近く案を立てて本國會の御審議をお願いする予定であります。新給與水準による給與の内容を要約して申し上げますと、次の通りであります。

一、新給與水準は、昭和二十三年一月一日以降二千九百二十円（税込）であります。これは現在の政府職員の所定勤務時間を基礎としたもので、超過勤務手当は含まない数字であります。

第二に本俸は、現在の暫定加給、暫定加給臨時増給、及び臨時手当を廃止して、一本の新本俸といたし、その水準は二千円を下らないよう措置することといたします。そうしてこの新本俸への切替に當りましては、必ずしも機械的に各人の受ける現俸俸を基礎とするのではなく、各人の職務の内容、責任の輕重、労働の強度、労働時間、労働環境、事務、技術、労働の別、その他労働に關する諸條件並びに民間における同一條件の者との權衡を勘案して決定する方針でありまして、これはいわゆる職階制給與制度への一歩前進を意味するものでございます。

第三に家族手当の支給額は、家族一人当り二百二十五円に引上げる考えであります。

第四に勤務地手当につきましては、各府縣に組合側を中心とする地区区分調査委員會を、中央に政府側、組合側の臨時勤務地手当の設置いたし、現行の臨時勤務地手当の段階の増加、支給率の幅の拡大及び地域区分の指定等の問題につきまして、民主的かつ合理的な解決をはかつていきたいと考えてお

ります。なお臨時勤務地手当の段階は、現行の四段階を五段階程度に増加いたし、四割級の地域を新設することが適当と考えられ、さらに寒冷地給及び積雪地給のごときも、これを臨時勤務地手当に取入れることが適当であらうと考えられるのでありますが、これらの問題は、いずれも、右の委員会での審議にまづこととする訳であります。

第五に特殊勤務手当につきましては、労働の価値に關係ある諸條件のうちで、本俸に取入れることが不可能か、または不適当なものは、これを特殊勤務手当として支給されることにならなければならない。

以上が新給與水準による給與の骨子であります。これが完全な実施には、諸般の情勢からしまして、なお若干の時日を必要とするのであります。しかしながら、他面政府職員の生活の実情を思ひますとき、新給與案の実施に至るまでの間のつなぎといたしまして、新給與水準の一部の内拂いが必要とする事態に當面しておる次第であります。従いまして、この法律案の附則におきまして、右の二千九百二十四のうち、二千五百円程度を暫定給與とし、本年一月にさかのぼりまして内拂いすることとしたし、その暫定給與の種類、支給方法を規定した次第であります。もちろん暫定給與とは申せ、本格的な給與の実施を予想いたしましたので、この線に沿うよう規定いたしましたわけでありまして、その要領を申し上げます。

第一に暫定給與の種類は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当の三つといたします。

第二に暫定俸給の額は、現俸給または給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額に對し、それより所定の勤務時間数に應じて十五割ないし十七割を算出して算出した額であります。なお暫定俸給では、従来の官吏と雇用人との身分の別による俸給と給料の別、及び月給と日給との区別を撤廃して、一律に月給制といたしました。

第三に暫定扶養手当は、従来の臨時家族手当に相當するものであります。が、扶養親族一人当りの給與を、従前の百五十円から二百二十五円に増額いたしました。

第四に暫定勤務地手当は、従来の臨時勤務地手当のことであります。が、これについては、前に申し述べましたように、新たに地区々分調査委員会を設置いたし、この委員会におきまして、民主的かつ合理的解決をはかることにしておりますので、それまでの間は、従前の例をそのまま施行することにいたしました。

第五になお政府は、最近における政府職員の官紀の状況に顧み、政府職員の官紀肅正に關し、閣議決定をいたしましたのであります。が、この閣議決定の趣旨に従い、職員が法令または本局上司の承認なく職務しない場合において、その職務しない期間の暫定給與を減額することとしたしました。

六、最後に従前の給與との調整について規定を設けまして、本年一月一日以降までに支給された従前の規定による給與は、この法律による暫定給與の内拂とみなすこととしたし、兩者の差額を本年一月にさかのぼって追給することとしたしました。

次にこの法律案を実施するに必要な予算金額は、一月ないし三月分、一般會計所屬職員の方二十三億五千四百九十九万四千四百円、合計六十一億四千九百九十九万四千四百円、右の金額はただいま本國に提案中の昭和二十二年年度一般會計予算修正第十五号及び特別會計予算修正第十号に計上いたしております。

なおこの法律によりまして、政府は平均二千五百円程度の暫定給與を支給する権限を得るのであります。が、この権限を行使し、實際支給するに當りましては、各組合と團體交渉を行つて支給いたす方針であります。この方針によりまして、政府は十三日附をもちまして通告文を發し、各組合と交渉を開始いたし、國鉄労働組合からは十六日までにこれを承諾する旨の回答に接してあり、他の組合もまた速やかにこれを承諾されることを、切に希望する次第であります。以上本法律案につき立案の趣旨及び法律案の概要につき御説明申し上げた次第であります。

次に政府職員の俸給等の支給に關する措置等に伴う大藏省預金部外三特別會計に對する一般會計の繰入金に關する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府は今回、臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に基きまして、政府職員の給與水準を引上げるとともに、給與体系の整備をはかることとしたしまして、これに關する法律案を別途提出いたしましたのであります。が、大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計、並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定におきましては、その收支の状況に顧みまして、今回の措置に要します経費等の財源は、これを一般會計から、それらこれらの會計に繰入れる必要があるものであります。すなわち大藏省預金部特別會計につきましては、一億九千六百八十八万三千円、國有鐵道事業特別會計につきましては、十九億九千四百二十万二千円、通信事業特別會計につきましては、九億三千九百九十四万一千円、簡易生命保險及び郵便年金特別會計の保險勘定につきましては、一億六千七百八十一万五千円、同會計の年金勘定につきましては、四百八十三万四千円をそれぞれ繰入れることとしたいたしました。なお、この一般會計から繰入金につきましては、各特別會計の性質に鑑みまして、これらの會計が、後日、健全な財政状況になりました際には、その繰入額に相當する金額に達するまで、予算の定めるところによりまして、それが一般會計へ繰入れる予定で、これに關する規定をも設けた次第であります。以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。以上二法律案につき、政府職員の生計の実情を御斟酌の上、何とぞ速やかに御賛成くださるようお願いいたす次第でございます。

○梅林委員長代理 これより質疑に入ります。質疑の通告を受けましたので、その方から願ひたいと思ひます。社会党の中崎君。

○中崎委員 大藏大臣に質問をします。三党政策協定の中に、戦時公債利拂の停止的処理ということが明らかになつておるのであります。この戦時公債利拂の停止的処理といふ言葉の持つ意味について、新聞紙上等に傳えられるところによると、私たちの考へておる解釈と、多少異つた解釈があるようにも聞知しておるのであります。が、大藏大臣はこの言葉の持つ意義について、どういふふうに解釈しておられるか伺ひたい。

○北村國務大臣 中崎君の御質問にお答えいたしたいと思ひます。これは実はきわめて重大な内容をもつ案件であります。従つて戦時公債利拂を停止すると決定したものではないと理解いたします。そのことについて利拂を停止すべしといふ説がございますので、その問題に關する調査研究の委員をあげて調査をしてもらふということに相なりましたので、おそろしくきわめて近いうちに、それら委員が任命せられるであらうと存じておるのであります。利拂を停止することを可とするか否か、もし可とすれば、いかなる方法、手段においてやるか、その利害得失いかんというやうな問題について研究するところの委員会が、おそろしく最も近く設置されるであらうと理解しております。

○中崎委員 私の聞知しておる範圍内においては、ただいま大藏大臣の答弁には、相當の開きがあるようにも思ひますが、相違はありますが、これはしばらくあまり深入りしないことにしまして、ここに全國銀行協會連合會、信託協會そのほか金融機關の團體の名前をもつて、公債利拂停止的處理についての意見があるわけでありまして、これについて私は相當の意見をもつものでありますので、以下それらの問題について、二、三触れてみたいと思ひつてあります。

まず公債の利拂を停止すべきものであるという考えを私はもっているわけでありまして、これは今申し上げましたような金融機関の意見については、全体として反対しておるものであり、その意見が一方的なものであるというふうに考えるわけでありまして、そもそも戦時公債はどの範囲において戦時公債であるかという点については、いろいろの見方もあるわけでありまして、大体戦争中において発行された一千万億ないし一千万億当の金額の範囲内のものが、その範疇に入るものと、私は解釈しておるわけでありまして、そうしますと、そも／＼この戦時公債なるものは、戦争に勝つという前提のもとに何ら負けるという点を意図しないで出された公債である、それが今日においては、ほとんどもう烏有に帰して、何ら実体を伴わないところの名目的な負債であるということになるわけでありまして、そうしますと、それがすでに整理されて、そして一面國家の不健全な負債を残すというふうなことは、この際思い切つて整理すべきものであるというところは、すでに社会党として唱えてまいつたわけでありまして、ただ政府の戦時中における一切の債務は、すでに打ち切りされたにもかかわらず、公債のみが依然として残されておる。ちやうど車の両輪のごとき國家の戦争に基く債務であり、しかもそれが実態の伴わないところの不健全な債務がその一面だけ切捨てられて、一面はまだ残されておる、これが今日におけるところの金融の上においても、さらに國家の負担の上においても、相当大きなものであり、殊に今後貨幣價值が漸次安定した場合におけるところの

公債の額が依然として残つておるというところになれば、國家國民に対して非常に大きな負担を残すということになり、実に國家財政の上におけるところの大きな額となるということが考えられるわけでありまして、それでわれ／＼はつとにこの戦時公債の利拂、一切の政府の戦争に伴う債務とともに整理すべきものであるということ、主張してまいつたわけでありまして、今日までそれが実行されなかつたわけでありまして、ただし今日において、この大きな問題を処理するということは、なるほどまた再び財界に必要以上の摩擦を生ずるというふうな懸念もありまして、とりあえず比較的容易に処置し得るところの戦時公債の利拂の停止を考へておるわけでありまして、先ほども申しましたように、千億圓くらいの戦時公債としてみれば、約十五億圓ないし四十億圓近いところの利息を、この停止によつて國家は節約されることになるわけでありまして、もちろんその中には資本利子税とか、あるいはまた所得税等の形において、すでに國家の歳入の中に編入されるべき性質のものもあるわけでありまして、全額これが國家の歳入の節約になるといふことは申し上げられませんが、結局において三十億圓の節約になり得るというふうな考えられるわけでありまして、なるほど今後一箇年間の支出が二十億圓を突破する、あるいは三十億圓になんとなるとするといふふうなこともなれば、それから見た三十億圓といふものは、微々たるものではあるように考えられますが、しかし今回たとえば六・三教育制の問題にしましても、あるいはまた水害対策の費用にいたしまし

ても、わずか三億ないし六、七億に足りない金さえも國家の予算が許さぬという面から、これが緊急欠くべからざるものであるにかかわらず、まさにこの追加予算にさへも計上されないといふふうな現在の事態において、この三十億圓の節約をなし得ることになれば、実にこれは大きな問題だと考えられるわけでありまして、さらにまた住宅の面においても、あるいはまた公共事業の面においても、この三十億圓の金が使われたならば、実に國家的に大きな貢獻をなすといふことが言えるわけでありまして、そういう意味において三十億圓は決して金額は少いものでないといふことは言えるのではないかと考へるわけでありまして、そういう意味においてこの利拂の停止ができるならば、しかもこの利拂の停止は財界に大きな影響を言いますか、悪影響をもたらさないで済めば、これに越したことはないのじやないかというふうな考へられるわけでありまして、そうしますと、この意見の中にも書いてありますが、まずこれを処理するには、われわれは第二封鎖預金をもつてこれに充てるべきだといふ意見をもつておつたわけでありまして、すでにこの第二封鎖について、政府側においてある措置を講ぜられつたことであることである。現在第二封鎖として残るものは四十億程度にすぎないといふふうにも感知しておるわけでありまして、この範囲をもつてするならば、必ずしもこれを全額引き充てることが妥当であるかどうかといふことについては、いささか私として疑念をもつものであります。それですでにこの時期を失した

第二封鎖で、利拂停止によつて金融機関の受ける損失の穴埋めとすること、は、妥當でないかと考へられるわけでありまして、しかしこれを打切る財源としましては、まず金融機関の内部的にもつておるところの、いわば資産の再評價によつてこれを充てる余裕が相当にあるのではないかと、もちろん金融機関の再建整備によりまして、金融機関の資産の内容については、まず自己資本をもつて損失の穴埋めにするといふような建前になつておりました、相當に手傷を負つたことは事実であります、しかし一面また、その多くの部分を占めておるところの金融機関のもつておる資産の内容については、これは大体帳簿價格をもつて見積られておる、われ／＼の知つておる範囲においても、この帳簿價格と現在のいわゆる時價との間には、相當大きな開きがあるわけでありまして、これは依然として何ら手を着けないままに残されている現在の状態において、われ／＼はむしろこうした余分の資産の中から、この公債の利拂停止による一部分の負担をするのは當然であるといふふうに考へておるわけでありまして、これは決して水ぶくれ資産をこの金融機関にもたせるということにはならぬのではないかと思います。水ぶくれ資産と申しまして、これは同時に市場にもち出されて、そしてこれが高い値段において取引されるというふうな事態が生ずる場合、これはいきおいインフレになるわけでありまして、金融機関の資産の内容の評価を、その時の價格によつて適正に見積り、引上げたからといって、これは決して財界全体として水ぶくれ資産が物價に影響するがご

ときものでなくして、ただ金融機関の、いわば將來における堅実性がどうなるかといふことについての多少の懸念はあるわけでありまして、しかしそれといつても、急激に物價が何百分の一に下るといふようなことも考えられないのでありまして、そういう見地からみて、當然その時の價格に相應するような資産の評価をするのは、むしろ當然であるといふふうに考へるわけでありまして、次にまた貸出金利の引上げ、預金利息の引下げないし金利の支拂の停止等、こゝろの操作の面に、たとえば貸金の利子の引上げのみによるか、あるいはまた預金利子の引下げのみによるか、停止にあるかといふふうないろいろの方法はあるわけでありまして、これは各方面の事情に即して、適正に各方法を按配してやつていけばできるわけでありまして、こゝろの方法の研究こそ、今後各調査機関においてやるべきであります、少くともこの公債の元利拂の停止という問題については、當然やるべきものとして、その方法をいかにするかといふことを考へられるのが、むしろ當然だと考へておるわけでありまして、貸出金利の引上げということが、一面においてコスト高を來らすといふことは、これは明らかでございまして、これは明らかに現在のいわゆる物價事情において、金利がわずかに二錢五厘のものが二錢八厘なり、あるいは三錢程度に引上げられたとしても、これは非常に物價を高く引上げるところの大きな原動力とはなり得ない、言いかえれば、金利というものが

今日價格の構成の面において、きわめてわずかの部分しか占めていないといふところを考へてみても、この金利のわずかの引上げといふことは、決して財界にそう恐るべき影響をもたらすものでないといふことを、はつきり申し上げられるのではないかと思ひます。さらにまた一面、預金利息の引下げにつきましても、これは今日むしろ各預金者といふものは、金利が高いから、安いから、これにもつていつて預けようといふような考え方よりも、むしろこれによつて財産の所在が明らかになり、平價の切下げはないか、金利の引下げをやられるのではないかと、いふ貨幣制度の根本に対する懸念、租税で今後根こそぎもつていかねばならないといふ懸念が、預金の増加を阻んでおる大きな理由である。金利が安いから高いかといふことは、今日の經濟事情に即應しての問題ではないといふふうに考へておるわけでありませう。こういう意味において、今日の時代において、預金利子の三分五厘が三分にならうと、あるいは二分にならうと、預金吸収の上において、そう大きな原動力とは、なり得ないといふふうに考へておるわけでありませう。いんやまだ第一割預金も相当あるわけでありませう。この第一割預金に對するところの利拂ひの減少ないし停止のごときも、これが今年一箇年間に限つて行われる限りにおいては、そう大きな悪影響を財界にもたらすものではないかと思ひます。さらにまた預金者もこれによつて、この預金を非常に引出すとか、あるいはまた預金の増加の傾向を鈍らすといふような、大きな原因になるのではないといふふうに考へておる

のであります。われ／＼は長年銀行におきまして、金融機關全体については認識をもつてゐるのでありまして、金融關係業者のこのペンフレットなるものについては、私はただ自己擁護の立場において、いたすらに古いところの金融資本と申しますか、そういうふうな考え方から、自己を擁護しようといふ考え方であつて、私はこの公債の利抑止のごときは、やろうと思へばやれないといふことを、長年私は金融業界における経験から、考へておるのであります。これらの点について、大蔵大臣の御意見を承つておきたいと思ふのであります。

○北村國務大臣 ただいま中野君から公債利抑止について、まことに該博な御高見を拜聴したのであります。これは私は非常にうなずく点もございませう、また多少納得のいかぬ点もあるものであります。この問題は委員をあげて、委員会の結論を得て、しかる後これによつて善処するといふようなことであります。未だ委員はあげられておりませんが、從つて三党政策協定においては、委員をあげて調査するといふこととございまして、その委員会の結論が利拂ひを停止すべしといふことにきまれば、政府もまたこれに從つて善処しなければならせん。停止すべからずとなれば、またこれに從つて善処しなければならせん。ただいまここでこれを論議することは、非常に困るのではないかと考へます。殊にただいまお引きになりました金融業者が、これについて意見を發表したといふこととあります。これまた新聞で多少知つております

が、くわしい内容は覚えておりません。從つてこれを基礎としてここで論議されても、論議できないこととあります。またこの問題に重大なものであり、私も相当関心をもつておりますので、この問題は三党政策協定の線に沿つて、委員をあげてその結論を得ましたときに、十分に論議を盡したい、かように存じますので、本日はこのことについてせつかくの御質問でございまして、たゞたゞ、答弁は留保させていただきますかと思ひます。

○中野委員 これは大体この委員会にたま／＼こういうふうな書類が出ておるわけでありませう。從つて近くこの問題については、委員会を設けて検討されるということになるわけでありませう。この問題については私の考えを申し上げておく程度にして、これに關する私の質問は打ち切りたいと思ひます。

○梅林委員長代理 質疑の通告を受けておりますから、質疑を許します。内閣府。

○大上委員 ちよつと議事進行について。今日の議題は衆議院の公報によつて確認し、なお先ほど委員長から申された通りに考へております。ところが本委員会において、中野委員からの特別な御質問がありまして、これについて当然委員長はわれ／＼に一應詰つていただかなければならなかつた。これは全然問題に違つて考へております。從つて本委員会に提案されております問題も、ずいぶん時間がたつた、あるいは質問が流行せられると思ひますが、かかる委員会の運営においては、われ／＼は一應考へなければならぬと同時に、どうも納得がいかな

い。本日の委員会の運営において、非常に私たちの了解に苦しむものがあります。從つてこの委員会をこのまま続行するか、あるいはしないかという点であります。私も民主自由党として、本日の委員会を打ち切つていただか、あるいは今後の委員会の運営をどうするかといふことについて、一應委員長の腹を聴きたいと思ひます。

○梅林委員長代理 お答え申し上げます。大上委員のおつしやる通りに、議題外のように思われましたが、もともと國家財政に關することであり、特にこの給與支給といふようなことに關して、何か御質疑があるものと委員長は了承いたしました。質疑の通告を受けてあります。この公報にあげてあります二案について、以下委員会を続行したいと思ひます。御了承願ひます。

○大上委員 わかりました。

○内閣委員 まず經濟安定本部の政府委員の方に質問しまして、しかる後大蔵大臣に質問したいと思ふのであります。新聞に傳へるところによりまして、政府は近く物價の政策を改めらるゝとあるのがありますが、それにつきまして、具体的にいつからどういふことになるかといふことを、一應お尋ねしたいと思ひます。

○谷口政府委員 お答えいたします。價格の政策を改めるといふほどのことではございませんが、昨年の七月の新物價体系實施以來、いろいろ事情も変化いたしましたので、これに即應いたしまして、所要の補正を近い機会にやりたいといふことを考へております。

まだその具體的なものは、ここでお話するほどの段階には達しておりませんが、鉄道運賃の改訂とか、いろいろの問題を含んでおりますので、これらと統一していきたいと考へております。

○内閣委員 大蔵大臣にお尋ねしたいと思ひますが、現在の官吏の俸給はもろろん安過ぎるのでありまして、今度提案されましたこの法律による二千九百なにがしといふものも、決してこれは高いものとは考へ得ないのであります。そこでただいま物價局長が物價の補正をなさるといふお話であります。これは部分的な改訂だろつと思ふのであります。そういうことを思ひますと、この俸給の方もそれによつて順次かえていかれるのであります。それを尋ねてみたいと思ひます。

○北村國務大臣 御承知の通り物價はいかに政府の力で統制いたしまして、物價それ自体の需給による自律性といふものは、絶対に抑へることのできないものであります。從つて需給の關係により、ある程度の物價の自律性といふものからくる物價騰貴といふものは、予想せられるのであります。從つて政府職員の今回の給與水準をきめたことが、これがどこまで釘づけになるかといふようなことを、ただいま申し上げることは非常に困難でありまして、これは物價の変動等に伴ひまして、おのずから変化を見るものであるといふことは見ていかなければならぬ。ただいま物價と賃金のいたちごつこをさせてはならないと、その施策については十分そのことを研究いたします。從つて全面的にインフレーションを防止する。インフレーションを克服するといふ点に努力を集中してい

かなければならぬ。こういうふう考
えておられます。インフレーションの防
止、克服ということに努力はいたしま
すけれども、それでも物價が動かない
ものではない。従つて物價が動く限り
は、賃金水準もまた動かざるを得ない
というふうなことになるのではない
か。その点について内務委員の御懸念
のような点に、私も深く懸念をい
たしまして、できるだけそういうこと
がないように、言いかえるというこ
と。たとえば流通秩序等の確立によりま
して、やみ生活をなくしてもいいとい
うような状態を来すために、実質賃金
が内容的によくなるというふうな方向に
努力するということももちろんござ
いますけれども、それでもなおこの物
價水準で釘づけになるというふうなこ
とは、ちよつと申し上げかねる。この
点御了承願ひたいと思います。

○内務委員 この法律施行によりまし
て、官吏の俸給が上がるのであります
が、こういうことが新聞に傳えられま
すと、地方農村の人々は、米價の改訂
を強く要望してくる氣配があるのだ
であります。これは千七百円できめられ
たのであります。生産費から考えま
すと、非常に安いのであります。これら
に關しまして、政府はこの官吏の俸給
値上げに伴ひまして、米價を改訂せら
れる御意思がありますかどうか、それ
を伺ひたいのであります。

○谷口政府委員 お答えいたします。
米價は昨年バリエイ計算によつてでき
たものであります。今度の給與の改
訂と申しますよりも、この次の價格の
補正という問題に伴つて、米價をどう
するかという問題は、慎重に考慮せら
れる問題であると考えますが、今のと

ころいかにするかということに明言す
るだけの段階には達しておらぬのであ
ります。御了承を願ひます。

○梅村委員長代理 それでは苦米地さ
んの質疑の通告がありましたので、そ
れを許します。

○苦米地(英)委員 きわめて簡單であ
りますけれども、根本的な問題につい
て二、三伺ひたいと思ひます。この法
律では二千九百二十円のうち二千五百
円だけをさしあたり給與して、四百二
十円はこの條文にあります。大臣の
言われた方法で給與することになつて
おりますが、同時に大臣の御説明にも
ありました通り、物價は動く、従いま
してこの給與があまり先に延びます
と、四百二十円というものは、まづた
く價値のないものになつてしまふ。そ
ういう一つの職階に進む第一歩であ
り、また勤勞に対する公正なる分配を
するといふお考えは、きわめて妥當な
ものであると考えますけれども、同時に
非常に生活に窮乏しており、きのうの
労働大臣の説明では、二千九百二十円
では食えないといふことは、常識的に
判断ができるのだ。だれもこれを認め
るのだ。こういう御説明がございました
が、それが適當な答弁であつたかど
うかといふことは別問題にいたしました
で、とにかくそういうことをもたら
う方は主張しておるのであります。二
千九百二十円というものが、すでに低
過ぎるのだといふことを一方において
主張しておる。そうして即時金額を
いふといふ希望も強いようにうかが
われるのであります。こういう際にこ
ういふ意圖をもつて法律をつくつてお
延ばしになるならば、それはむろん最

短期間で片をおつけになるつもりであ
りましようけれども、最短期間の長さ
いかによつて、四百二十円というも
のは、まづたく死んでしまふので、こ
の点に対する政府の見透しを伺ひたい
と思ひるのであります。

それからこの中に含まれておるいろ
いろの問題が、また地区別の差額とい
うものも、この前の國會で相当もまれ
て、困難で容易に一致しないものであ
るといふことは、われ／＼よく経験し
ておるのであります。従ひまして組合
の方と話し合つて民主的にきめるとい
う話でありますけれども、なか／＼複
雑な事情がありますので、そういうこ
とをしておつて容易にきまるものであ
るかどうか、きまる確信をおもちであ
るかどうか、この点についてまずお尋
ねたいと思ひます。

○北村國務大臣 ただいまの御質問に
對しまして、ごく大體のことを申し上げ
ておきます。あと給與局長より申し上げ
たいと思ひます。二千五百円をまづ支
拂つて、あとの四百二十円は後廻しに
するといふことから、非常に困難な問
題が起りはしないかといふ御懸念であ
ります。その前に二千九百二十円が
適當であるかどうかといふようなこと
も問題になりますけれども、一應これ
は民主的な方法で、公正妥當なもの
として決定をみたものであります。こ
の線に沿つていかなければならぬと考
えております。それから實際問題とし
ては、三月分の給料の繰上支給をいた
しまして、一日に拂つたことと、今回
一月にさかのぼつて一、二、三月分と
いうものが給與されるわけでありま
すので、一應の突破が十分できるじや
ないかと考えております。それからな

あとの職階等については、非常に時
間がかかると思ひます。お説の
ように、その効果が乏しくなるとい
うことは懸念されるのであります。必
ずしもそれはそういうふうになる
とは考へておりませんので、それら
のことに關しまして、一層詳しい点を
今井給與局長より御説明申し上げるこ
とにいたします。

○今井政府委員 ちよつと補足いた
します。お説の通り、もし職階制とい
うものを非常に本格的なものを考えま
すと、これは三年も五年もかかること
になります。今回はこれにただ方向的
に一步踏み出すといふきわめて大ざつ
ばなことを考へております。ただ
まして、また前からある程度の準備を
進めておきますので、組合側の協力が
ぐあひよくさへいけば、大部分のこ
ろは来月中旬に片づくだらうと予定し
ております。またその程度の職階制と
か考へておりません。一番複雑であ
ります。國鉄のように職種が五百、六百と
わかれるようなところにおいても五月
になればできるという見透しを組合側
の方でさえもつております。

それからもう一つ地区区分委員會の
方でありまして、これも御説の通りき
わめて厄介なものでございまして、一
應組合側にもごういつたやり方以外に
やり方はないといふ氣運があります
が、まだ全面的に話がつかかどうかと
いふことは問題でございします。それ
では従来の行き方を續行いたしまし
て、そのために金の支拂が遅れること
のないように、現行の制度の建前から
運用してまいりまして、組合側に出さ
れるときに、そこで再検討して、やり
直すなりやり直すというようにいたし

まして、二千九百二十円をそのために
繰延べるといふ考へはもつておりませ
ん。

○苦米地(英)委員 政府の考へており
ますことは大體わかりましたが、こ
でさらに問題になりますことは、今
今井給與局長のお話によりまして、
労働の方でさへ了承すれば、それが
大きな問題でありまして、了承する
かどうか、この点に対する確信が伺
ひたかつたのであります。

さらに予算委員會の方でも非常に問
題になつております。これは政府の
説明によれば、條件ではないと言
うけれども、この法律によつてきま
るものをめづれば、のまなければ
支拂が遅れるというふうな言ひ
まされて、二千五百円の問題すら、こ
のところで相当行き詰つてい
る考へられるのであります。いわんや
四百二十円といふものに対して、
そうたやすく同調してくれるかど
うか、私は非常に懸念にたえないので
あります。予算委員會における説明を
聞いておりますと、政府部内にも相
違ひがあるのじやないかといふ感
じを受けたのであります。そこで
労働の方で二千九百二十円とい
うもので、争議態勢をやめてでな
ければ拂われない。こういう一方に
問題が引つかつており、他方労働
の方では、全額をこの際もちたい
といふ。それに對してこの法律によ
つて四百二十円は後廻しになるの
だ、しかもこの年度末から四月
月いっぱい、政府はどういう
ふうに見ているかしりませんが、
物價が相当高進して四百二十円
といふものの比重を輕くする時期
ではないかと考

えるのであります。そこでこれらに対する政府の確信があらわれるかどうか、確信があるならば、どういふ理由で確信をもたれるか、それを御説明願ひたいのであります。

○北村國務大臣 私どもは二千九百二十円を實施いたすにあたりまして、一應労働組合側の経済的な要求というものの対しては、これであらう中央労働委員会等の提案をのんだのでありますから、闘争態勢を解いてもらいたい、これでいふ／＼御不満の点もあらうけれども、一應これを受諾してもらいたいといふことを切に求めているわけでありまして、今の内外のわが國の情勢等が考へまして、特に労働組合側のこれが受諾を切望しておられるわけでありまして、ところがまゝない場合はどうか、またのむ自信があるか、こういううういふことを期待いたしておりますので、なお努力をして労働組合側にせむ受諾をしてもらいたい、こういう希望を捨てないであります。今回このことを實施いたすにあたりましては、労働組合側の受諾を期待して、これは大體きめたものでございまして、その期待に基いて希望を捨てずに、せいぜい努力をいたして労働組合側の一應氣持のよい受諾をしてもらう、なお將來問題がありましようけれども、これはこれで別個の問題として考慮いたしたい。こういうことを切に希望いたしておるのであります、この希望を捨てずに、なお努力を続けたい、こういうように考へておる次第であります。

○苦米地(英)委員 もう一言お伺いし

たいのであります。四月いつぱいといふのは、これは私の見方では長過ぎはしないか、もう少し四月の十日とか何とかいう辺で切り上げるのができれば、この労働の方の不満も、またこの貨幣価値の變動も、少く止められると思ひますが、そのくらい切り上げを早くやることはできないでありますしうか。

○今井政府委員 簡單なところは私は四月半ばくらいででき上ると思ひます。また事務官廳等は、各省比較的に統一が出来ますので簡単にできますが、むしろ現業のようなところで、職種の非常に多いところは、どうしてもある程度そのために区分しなければ不公平になります。こういうたところ若干遅れるおそれがありますので、そこでや安全なところで四月いつぱいと申しましたので、全部が全部四月いつぱいからなければできないという予想は、今のところいたしております。

○苦米地(英)委員 それではこういうように承してよろしうございませうか。片のついたところは順次支拂をする。それで最悪の場合でも四月いつぱいで片づける、こういう見込みである。こう了承してよろしうございませうか。

○今井政府委員 大體その見当でございませう。

○梅林委員長代理 時間の都合もありまして、一應休憩いたしまして、午後一時半より再開質疑を続行いたしたいと思ひます。

午後二時三十分開議

○中崎委員長代理 休憩前に引続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。後藤悦治君。

○後藤委員 私は本案に大體賛成であります。三、三本案並びに本案に関連いたしまする税体系について、いささか所管大臣の御意見を承りたいのであります。

本案によりまして、給與審議会の答申に基いて、政府は二千九百二十円ベースをのむといふことを聲明されました。本案の上程と相成つたのであります。が、新芦田内閣の方針といたしまして、能率給の採用を政策協定において、もうたつておられるのであります。が、私は必ずしも本二千九百二十円ベースが、労働者の生活確保の上に、万全の措置とは断じがたいと思ひるのであります。今日の國民生活の窮乏化は、必ずしもこの新賃金ベースによつて救済し得るとは言ひがたいと思ひるのであります。そこで何としても生産意欲を高揚させるためには、本案の承認と同時に労働所得税の軽減をはからなければならぬと、かように考へておるのであります。新聞等に散見いたしますところによりまして、政府においてもその意図があるやに察されるのであります。現行の税体系をもちていたしますならば、賃金が增大いたしますほどのね返りの所得税は増大するのであります。この増大いたしますものが、物價に当然織りこまれることになつてまいりまして、さらに物價を高騰せしめるということに及んでおるのであります。何といたしまして

ても、賃金が增大してまいります。は、現税制におきましては、空轉する所得税の度合が大きくなつてまいるのであります。これと関連いたしまして、政府はどの点まで労働所得税の軽減をお考へになつておるか伺いたしたいのであります。少くとも現在の労働所得税をもつていたしますならば、炭鉱等の直接肉体的労働をいたしまする生産部面におきましては、非常なところの生産意欲の減退となつて現われるのであります。まずこの点から大臣の御見解を伺いたしたいと思ひのであります。

○北村國務大臣 後藤君の御質問にお答へ申し上げます。第一の点は、二千九百二十円の賃金水準の決定にあたりまして、能率給的に処理すべきであるという御意見だと思ひのであります。が、これは私もきつて同感であります。漸次能率給的な方向へ賃金体系を向けていかなければならぬといふうう考へておるのであります。それから第二点は、労働所得税の問題でございまして、これについては相當に大幅の軽減をいたしたと考へておるのであります。お話の通り労働度が増して収入が増えたと、殖えたことがむしろ所得税によつて消されてしまふ。従つて労働意欲を阻害するといふやうな矛盾が、現行の所得税法の中にあるといふことは、認めるのであります。従つてそつういふ方面に十分是正を加えていきたい。労働意欲を阻害するがごときことにならないようにいたしたい。その点は労働所得税を相當大幅に軽減するといふ点にあると思ひのであります。が、このことにつきまじは、ただいま具體的に何ほどといふやうな数字を

もつてお答へ申し上げる段階にはいたっておりませんけれども、所得税に關しては、そういう意味において相當改正をいたしたい、かように存じておる次第でございませう。

○後藤委員 それでは、数字的にはただいま御答弁がないといたしまして、能率給を採用すると同時に、累進課税的な現行税法の増進意欲を阻害しているやうな方向へもつていかない、こういうやうな新たな観点に立つた労働所得税の改正をお考へになつておられるものと推察してよろしうございませうか。

○北村國務大臣 これはひとり労働所得税のみならず、税制一般についてただいま検討を加えております。従つて全般の税体系について御答弁申し上げる機会が近くあると思ひます。累進的な課税を全廢するかどうかといふことではあります。これはちよつと不可能だと思ひます。従つて累進的なものは残ると思ひますけれども、いやくも労働意欲を阻害するやうなことになるように、その点は十分に注意をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○後藤委員 それではさらに、昨今問題を起こしておりますところの事業所得の更正決定について、お伺いたしたいと思ひのであります。ただいま労働所得税についての御見解を伺つたのであります。が、このことは事業所得におきましても、法人所得におきましても、まったく同様であります。私の見解をもつていたしますならば、今日の赤字会社は別といたしまして、黒字会社に

おきましては、おそろく何らかの経理技術によつて課税を免がれようとして

いる。現行税法でもつていたしますなら、会社はまじめなる利益をまじめに経理面に現わしておらないのであるというところが推察されるのであります。同時に昨今各地で事業所得の更正決定をめぐりまして、納税者大会その他が催されまして、世間に相当大きな反響を呼んでおるのであります。この事業所得にいたしまして、事業所得税が決定されました昨年の当時の経済状態と今日の経済状態とは、よほど違つておるのであります。今日の通貨膨脹を予想しない昨年の議会において現行税法が決定を見ており、現在の経済状態において事業所得税が更正決定をされておる。これを検討いたしますと、この事業所得の累進課税率をもつていたしますならば、まったく事業所得によつて生活をなし得ないというような状態に立ち至つておるのであります。これが世間に非常なる問題を惹起しておるところの状態であらうと思つてあります。この事業所得に對してあります。ただいまお説のような勤労所得と同様なお考えをおもちであるかどうか、この点を伺いたしたいと思います。

○北村國務大臣 お説は私もまったく同感であります。事業税の系統のものはうまく行つてないという点は認めるのであります。殊に法人税のごときは、企業の健全な發育に對して、むしろ安当でないと思われる点があることも認めるのであります。従いまして、さきに申し上げました通り、ひとり勤労所得税のみならず、税金全般にわたる再検討をいたしておるのであります。特に法人税のごときは、各般のところにおかしのところがある、たといは外資導入等の場合においても、現

行の日本の法人税のごときは相当問題になるのではないかとと思われる節もございますので、それこれ勘案いたしまして、お話のごとく企業に對する課税について、特に勤労所得税の場合と同様に、十分の注意をいたしたいと思つておる次第であります。

○中崎委員長代理 後藤君に申し上げますが、大蔵大臣は参議院の方が急ぐ所でありまして、主計局長がおられますので、主計局長に御質問を願ひます。

○後藤委員 それでは主計局長に伺いたしたいと思います。主計局長といつたしましては、本年度總予算に盛り込まれたところの國民總所得を勘案いたしまして、勤労所得税並びに事業所得税について、課税対象となる総目標をどこにおかれたか、この点の御見解からまず伺いたいと思つてあります。

○福田政府委員 本年度の予算を編成するにあたりましては、予算の實際の需要という方面も考へてみる一面におきまして、國民所得といふことも検討して見たのであります。國民所得といふものは、現在の経済状態におきましては、捕捉が非常に困難であります。いろいろの角度から検討されるのであります。事業の生産の面から、どのくらいの所得があるだろうかといふ考へ方が一つ、それからもう一つは、配当でありますとか、あるいは給與でありますとか、さうな國民自体が受ける所得の方面から検討してみようという方法もあるものであります。これがまた両法ちやんとぶつかなければおかしいのであります。なか／＼うまく合はぬといふようなこともあるのでございます。

それからもう一つの検討のし方は、ただいま御指摘になりました税をどのくらいとれるかというところから、總所得のうちの勤労所得と、またその他の所得というものを検討するといふ、税の当務者としての立場から検討することもあるわけでありまして、これまた先ほど申し上げました第一の方法、第二の方法とのぶつかりが、なか／＼困難であります。しかしながら、税額をきめる場合におきましては、さうな三つの観点から見たところの國民所得といふものをよく検討いたしまして、それに合うような所得の捕捉といふことを考へ、さうしてそれをその通り実行いたすということになりますれば、これは適正な所得税の徴収ということができるわけでありまして、本年度の税収を検討するにあたりましては、このやうな心組みでまいつたのであります。が、なか／＼理想の体系には至らぬといふやうなわけでありまして、實際問題といたしましては、税の見地から見ると、國民の生産または國民の受ける所得と、國民の生産または國民の受ける所得と、相當の隔りがあるといふことは、率直に申し上げまして、税の面から見たものが、さうな二つの見方からすると相當低くなつており、これをまた裏から申しますと、税から見た所得の捕捉が非常に困難であるといふことを示しているわけでありまして、來年度の諸問題を検討するに當りましては、なるべくこの三者がマッチするやうに、鋭意検討しておる、かやうな状況であります。

○後藤委員 主計局長の御答弁は考え方についてお話になつたのであります。それが、きわめて抽象的で、具体性がなないのであります。たとえて申しますと、勤労所得税の場合は、的確な根拠があるものであります。これは源泉課税をしてまいるのでありますからして、國家の税収入についていかやうに予算を見積られましたか、これは具体的な事実として源泉課税をいたしますから、勤労所得税は國庫にはいつてくるのであります。それから年度末におきまして、これを集計いたしました源泉課税の勤労所得と、財政当局の見積つた予算とマッチするかどうか、数字が適正であつたかどうかといふ具体的な解決はつております。しかしながら、事業所得の面はさうまいらないのであります。不幸にして財務当局がこの事業所得の算定基礎、目標、根拠を誤りますならば、事業界に對してはなほだしい苛斂誅求となるのであります。税制におきまして税率はきまつております。この課税の金額が、國家總體として、總目標を事業所得にどれだけ求めるかといふことによりまして、著しく事業所得を圧迫するかの圧迫しないかといふ問題が起つてくるのであります。従つて國家といたしましては、当初予算を組みます際に、どうしても事業所得に求むべきところの根拠をお立てにならないければならぬはずなのでございまして、よしんば國民總所得の把握が困難でありまして、やはり國家歳入のうちの事業所得によるこのの税収を具体的に求めにならねばならぬのであります。この具体的な本年度お求めになつた根拠はどこによつてお立てになつたか、この根拠の立て方によつては、さきに私が申しましたごとく、税率税制に現行法規で要

りはなくとも、この目標が大きかつたならば、事業界に對して著しい苛斂誅求になつてまいるのであります。この点が行政面の運用によつて大きな影響があるのであります。本年はいかなる根拠によつて具体数字を得られたか、この点を伺つておるのであります。

○福田政府委員 御説はまことにこともつともなことでありまして、勤労所得の面におきましては、所得の捕捉がきわめて明瞭であります。事業所得になりまして、これをどういふやうに計算いたしますか、これは先ほど申し上げましたやうに、事業者の受けるところの、實際取得するところの所得の面からの検討、また事業者がさうな所得を受ける源泉、すなわち生産額からの検討という二面から検討してまいることにならうかと思つてあります。そこでその兩者のうちどつちが比較的適切であるかと申しますと、これはやはり生産額であります。この方は統計がまだ完備していませんが、これはやや見透しがつく、かやうなことになるわけでありまして、この國家總生産といふやうなものから検討いたしまして、この生産でありますればこのくらいな事業の所得が出てくるのではなからうかといふことを検討するといふところから、税の見積りの一つの資料が出てくる。しかしながら實際面といたしまして、これが全部捕捉できるかどうかといふと、これはまたなか／＼困難な事情がありますので、これは各税務署長の意見、またその税務署長の意見をまとめた財務局長の意見、また財務局長の意見を勘案いたしまして、税務当局が、このくらいは實際集るだる

う。しかしながら、國民の總生産は他面においてこういうふうな状況になつておる。これにや少し足らぬじやないかというやうなことからやつておるわけでありすが、現実の状況は、國民總生産からくる数字より、なかく低くならざるを得ない。すなわち實際問題としては捕提きわめて困難であるといふことを前提として、この予算を編成せざるを得ない状況になつております。

○後藤委員 まだいろいろ質問したい点があるのでありますが、残余は大臣並びに主税局長に譲りたいと存じます。給與局長が見えましたから、私の質問はこれで打ち切ります。

○中崎委員長代理 島田晋作君。

○島田委員 政府職員の特給等に関する法律案につきまして、主として給與局長に若干伺いたいと思ひます。

まず第一に附則の第二條の最後の所におきまして、昭和二十三年一月一日に遡及して職員總平均の月収二千五百円の暫定給與を支給すること、ができて、「こういう條文になつております。これはこの條文をそのまま解釈いたします。二千五百円の暫定給與を支給することができるといふ文字の面をわれわれが常識的に考えますと、支給することもできるし、できないといふこともあり得るといふふうに考へるのであります。しかしおそろしく立案者のお氣持というものは、月収二千五百円の暫定給與を支給するといふ意味だと。私は解釈したいのでありますけれども、支給することができるといふ文字がある以上は、一應支給することもあるが、場合によつては支給しないといふこともあり得るといふ意味を含んでお

るかどうか、これをまず給與局長にお尋ねしたいと思ひます。

○今井政府委員 法律の用語例から申しますと、お話の通りの解釈になると思ひます。なぜかといふことを書いたかといふと、御質問にはございませぬけれども、関連して申し上げますならば、実は政府職員といふものは、範圍が非常に廣いのでございします。申すまでもなく、これはいろいろの狀態におかれておるものがございします。特に一番厄介な法律技術的な問題から申しますと、身分は官吏の身分を保有しながら、未だ補選しない未補選の者も政府職員の觀念の中にはあるのであります。これに對しても、若干の別の特給を拂つております。そういうものは未復員者の一般の救済その他の問題から、また別の角度から考へなければならぬ面もございします。その他にもまだこまかに申します場合には、いろいろな問題があり得ると考へておりますが、一番大きな問題を申し上げますと、この未補選の者等でありまして、そういうやうな面がありまして、とにかくここは法律的にはできるといふ建前をとつておく方が間違ひがないといふたことから、大体こういう建前のときには、従来いつでもできるといふ書き方をいたしておるのであります。

○島田委員 ただいまの給與局長の御説明は承りましたが、さうしますと、昨日來予算委員会において問題になつておりました例の二千九百二十四の案をのめば云々、のまなければ云々といふ問題が大部分やかましくなりまして、それにつきまして、加藤労働大臣からも決して條件ではない、なるべくさういふに國鉄以外の組合も、この

案に同調して認めて了承してくれることを期待する、従つてのまなければ二千五百円を拂わないといふ意味ではないのだといふことを、重ねて、昨日の予算委員会におきまして、休憩後において言明されました、私もこれを了承したのであります。その問題と、この條文の「できる」云々、この局長の法律用語とたゞいま申されましたことは、別に関連はなくて、たとえば主として未補選者に対する問題、給與をします技術的な非常にこまかい面だけのことであつて、さういふやうなただいま現在問題になつております大きな問題との関連において、こういう條文ができたのではないといふことを、ひとつここでお願いしたいと思ひます。

○今井政府委員 この今回の受諾が條件であるか條件でないかという点につきましては、昨日労働大臣の方からお話になつたこと、責任大臣としてお話になつた点をそのままひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○島田委員 くだいようであります。従つてこの問題と、條文の「できる」云々といふ文句とは、別に關係ないのでございしますか。

○今井政府委員 大臣のおつしやつた通りであります。従ひまして、この支給することができるといふこと、この受諾の關係は、直接關係がないといふことに御理解なすつてよいことになつております。

○島田委員 次に第四條であります。第四條におきまして、一、二、三といふ、拘束勤務時間を基調としたしまして、それ／＼乗じて得た金額として、一が十五割、二が十六割、三が

十七割といふことになつております。これにつきまして、何かさういふ基準をきめました法律的あるいは科学的な根拠でもあるのですか。

○今井政府委員 これは実は相當むずかしい点から彈き出したのでございします。本格的な給與二千九百二十四であります場合には、さらにもつと正確なものに相なると思ひますが、とりあえずさういたしました最大の理由は、労働基準法と勤務時間との関連であります。労働基準法では、申すまでもなく、所定勤務時間によりまして、その勤務時間で割つた一時間当りのものをオーヴァertimeにうつつけていくという建前、ところが從來の官廳職員の給與は、全然勤務時間というものを考へておりません。少し言ひ過ぎるかもしれませんが、まあそれに近い。従ひまして、そのまゝではバランスがとれませんので、たとへて申しますと、現業と事務職員との間に權衡というものは、事務職員の方は非常に少い時間で割つたものが一時間当りの基礎になる。片一方の方は長い時間働いた上に、長い時間、たくさんの方で割つたものがオーヴァertimeの基礎になるという関連性がありますので、とりあえずこの程度の差をつけておいて、一應の目安はこれによりまして、完全ではあります。大体労働の量による面がある程度調整される。完全になりませんが、まずそれに近いところまで行きます。本格的な場合には、完全に、同一の職種であります限り、すなわち労働の質が同じであります限り、量の面によつて調整されるやうな仕組にもつていきたい、かように思つておりますが、とりあえずの暫定としたし

て、それを大体それに近いところまで、一應の面だけは本格的な場合に繰越しまして、量の面だけははつきりしておりますが、とりあえずこの程度まで大つかみに三つのクラスにわけ調整してある、さういふ考え方でき上つております。

○島田委員 ただいまの御答弁によりまして、これは本格的でなくて、將來本格的にしたい、暫定的な大体の目途をつけたといふ意味で、私の申します科学的と申しますか、合理的といひますか、さういふものからは、相當離れてゐると思ひます。さういふものをいつて、私が今ここでどういふものをどういふようにするのが一番合理的であり、科学的であるかといふことについては、私もさういふ具體的資料もございせんし、また専門的にさういふことを研究してございせんから申し上げられませんが、私どもが常識的に考へまして、局長自身がおつしやるやうに、もちろん暫定的でありますし、本格的なものはないと考へて、これをこども、今日におきまして、これをこどもも出しまして、そして非常に不確定なものを一種の目途と申しますか、この辺でどうだといふやうなあいまいな區別をなさることよりは、これは法文になつておりますけれども、私の氣持から申しますと、この際はいくつものをあとへ繰越しまして、たとへば一定の拘束勤務時間以上でありましたならば、第三の十七割をもつて全部するとか、さういふやうにわかり易くしまして、將來はもつと科学的なたゞいま局長の申しましたやうな同性質の労働に対するもの、それに対する量的なものも考へる、さういふやうにし

まして、そのところは十七割なら七割、一律になされた方が、私はこの法案を生かす上においてもよかつたのではないかと考えるのであります。しかしこれをかえるといふ「予算面におきまして相違がくると思ひますが、かりにこれは一律に第三の十七割を支給する、こういうふうになりますと、局長も今ここで数字は出せまいと思ひますが、大体予算においてどの程度に達つてくるのでしょうか。」

○今井政府委員 ほんとうに大つかみでございますが、五、六億か、七、八億、そんなような見当になると思ひます。ただ私どもの目的とする最大のものは、むしろそういう予算の面よりは、本格的な理想的な改正を考へれば考へるほど、暫定的に出す金は少い方が望ましいのであります。しかしながら、組合の突進を考へますと、なるべく多いほど望ましいのであります。実は二千五百円といつたにしても、すでに本格的改正の支障となる面がございます。率直に申しまして、今までの給與が、職務というものを全然考へないで、すく少額の所得者は非常に同情すべきであるという観点からまいりましたために、民間の給與と比べますと、官廳におきましての給仕の職種につきましては、ほとんど差のないところまでいつておりますが、一番激しい医者などのグループは半分以上、こういうふうな形になつてゐるのであります。それでこれを是正しないのであります。まづこれと、そのやり方は非常に本格的改正に支障を來すのであります。が、なにかんなく、最も困ります問題が、この時間の問題でございます。官廳の普通の事務職員勤務時間から

申しますと、たしか同じ與えられてゐる俸給を六で割つたものが、居残り一時間当りの勤務手当になるものであります。八時間働かして八時間になるまでといふと、今までは大体六時間半です。それから、一時間半のオーバー・タイムになります。また一文もオーバー・タイムをもらえない片方はオーバー・タイムがついておられます。しかもそれが六で割つたものでいく。八時間をオーバー・タイムとした場合に、現業の方であります。と何もつかない。片方は六分の一といふことで、しかもその八時間になるまでついていくと、実に非常なアン・バランスが出ますので、その取扱ひをこの程度までは——実は比率を私ちよつと手もとにもつておられますが、現実の時間と実際の報告のものとは比しまして、大体バランスのとれる比例的なものには相なつておりまして、ただ三つのグループにしかわかれておらぬといふ点におきまして、若干の問題があるように見受けられるかしりませんが、二、三に属するグループは、きつめて限られたものでありまして、種類のには多くは一のグループにはいりまして、人数としましては、一のグループが最も多いのでございます。

○島田委員 もう一つ第七條であります。職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除く外、云々といふ規定がございまして、この規定は現在の官廳におきまして実際に履行されておることと同じこととございまして、また現在行われていない部分も含んでおります。その点をお伺ひしたいのであります。

○今井政府委員 この法文そのものは、

現行法の規定を全然かえようという案は、一つもはいつておりません。ただ今までの日割を時間割に改めた、その方が正確であるがゆゑにといふことで時間割にしておるといふこと以外に、實際的にこの運用をいたしまして、この際新しいものを加えたものはあまりないので、実は本質的に申しますと、時間外に勤めてオーバー・タイムをもらへるようになつて職員もなりました関係から、休めば引くといふことはこれはベイの原則であらうと思ひます。これは本格的な改正の場合にはつきり法文にうたつて、國會の御承認を得た上でやるようにいたしたいと考へております。この法文の建前におきましては、從來のやり方をそのままいくといふことであります。ただいろいろの点から、日割にするとうるもぐあいが悪いといふ問題、それからオーバー・タイムで時間割というものが各人に出来るから、正確につかんでできる、午前中に休んだといふことになりまして、午前中の分だけ差引くといふ建前でいきたいといふことであります。

○島田委員 この條文は結局現在の官吏俸給令というやうなものに準拠しておるのであるまいでしょうか。

○今井政府委員 その通りであります。官吏俸給令その他それに基いて、いろいろの場合にどういふぐあいに月給をやるのか引くのかしてあるのであります。

○島田委員 私の記憶が確かでありませんが、前内閣のときの二月二十七日ですか、閣議決定がありました。その閣議決定と今回法文化しました第七條と、何か技術的に直接な連関があるのでしょうか。

○今井政府委員 直接の連関はございせん。ただ要するに引くときの引き方を、單に日割計算を時間割計算に直したといふことがこの七條であります。

○島田委員 そうしますと、この第七條は、いろいろ新聞などに傳へられますが官廳におきまして、たとえば賜暇とか、言葉は変ですが、山ネコ爭議とか、新聞用語としていろいろなことが出ましたが、そういう問題に対して、俸給から差引くとか、そういう行動を制するといふやうな労働対策と申しますか、そういう面から出たのでなく、純然たるベイの問題、たとえばオーバー・タイムした場合にこれだけ拂う、従つてそれに対して働かない場合には差引くとかいふプラス、マイナスの單なる技術的な給與に關するたため條文でありますか、この点を一つ聽きたいと思ひます。

○今井政府委員 これは全体が実はそのうですが、すべて現在の俸給をそのまゝやつたので、ただ手続において日割を時間割に直したといふだけでありまして、

なお附け加えてよいことがあつたかもしれませんが、いわゆる官吏の争議行為に対して月給をやらぬといふ規定は、一昨年であります。出た法律がそのまゝ別に残つております。ただその技術的な手続的な面だけが法文化されて、俸給は全然触れておりません。

○中崎委員長代理 淺利三朗君。

○淺利委員 この法律案の第八條の末項において、所得税の適用に關しての規定があるのであります。これに關連して大蔵大臣に御意見を伺つてみた

と思ひます。この規定は今回の給與につきまして、一般の所得税法の適用なく、特別にこれだけを切り離して、税率を低くして課税するといふ建前であるやうであります。これは生活補給の本來の意味から申して、まことに適切な措置だと私は信ずるのであります。しかしただ問題は、今回の問題に限つて一時的にしかのぐと措置をするといふよりも、これは全般的に見て、生活補給を目的にするものならば、すべて生活の実態に即して、ある必要の程度を増給するのであります。それから、それに対しては課税をしないといふ建前をとる方が穩當ではないかと思ふのであります。しかしさうなれば、表面の名目上の収入が多くなりまして、さらにその中から高額の所得税を差引くといふのであれば、ただいたずらに手数の煩雜を重ねるだけにすぎないと思ふのであります。ゆゑに實際の補給の必要の限度に止めて、さうしてそれ税金を課せずして支給するといふ方法をとる方が適當ではないかと思ふのであります。そういう意味から申しましたならば、特に今回のこの事件に限らず、これを一般的に及ぼしまして、すべて生活補給に屬する臨時手当あるいは物價の高騰に伴うところの臨時手当のごときものは、それに対して税金を課せないで、あるいは今回のごとき税率によると、何かこれを普遍的におやりになる御意思があるかないか、その点を伺つてみたいと思ひます。

○今井政府委員 ちよつと技術的な面だけ割きまして、私からお答へ申し上げたいと思ひます。今回こういう規定を入れまして趣旨というものは、單にこれは本來から申しますと、毎月々々も

らう月給の上に乘つかる部分であり、上積みになる部分なのでございますけれども、なるべく簡単に、しかも早く金を支給したいといったような意味、及び民間におきましては、おおむねこゝういふものが一時の所得で、臨時所得で給與が出来ます関係等の兼ね合いから、一應臨時給與とみなして、臨時給與の十五の税率を使つておくというだけの意味であつて、年末調整等の問題は全然別個であります。従いまして、これですつと減税をしてやろうとか何とかいうような見地ででき上つた規定ではございせん。とりあえずの措置として、一應こゝうして置くというだけのことでございます。しかもそれも疑義がございまして、一應法文に書いておく方がよからうというのでこのように相なつたのでございまして。

○浅利委員 そうしますと、これは今度の支給についてのさしあたりの源泉課税としてはこれによるが、しかし年末の総会においては変らない、こゝういふのであります。

○今井政府委員 さようでございます。○浅利委員 さらにもう一つお伺いたいのでございますが、所得税法の改正のことについては、政府においてもお考えがあると思うのですが、現在勤労所得につきまして、個人の所得の場合には八万円までは申告を要しない。ところが同居家族二人以上の場合には、三万円以上は申告を要する、そういう結果からいたしまして、家族で共稼ぎをしておるような場合には、税率が高くなると、結局家族三人が共稼ぎしておる場合には、最後の最低収入の者の収入は、

ほとんど税金と同等くらいになるといふような現象があるのではありませんか。結局第三番目の人間は働いても働かぬでも同じことになりはせぬかというやうな奇怪な現象があるのではありませんか。こゝういふ点については、勤労所得のごときは、財産収入とは違ひまして、各人の勤労によるのでありますから、殊に今回の憲法な民法の建前から申しますれば、個人を尊重するといふことで、家族制度が廃止された今日においては、この新しい時代に即するやうに、税法を改正する必要がありはせぬかと思ふのであります。殊に昨今におきましては、戦災のために住宅が非常に被災してある。そのためにもやむを得ず兄弟あるいは親子が同居してある。殊に兄弟の同居というやうな場合には、同一家族とは申しませんが、あるいはまたいとこ同士の同居という場合には、ごときであります。三親等内の家族であります。ほとんどその生活の内容においては、独立生活をしておるといふやうな実態が多いのであります。しかもそういうものを一括して、一人の所得と同様な率のことになりまして、勤労生活者の税負担というものは、非常に過重になると思ふのであります。殊に勤労者のごときは財産収入と異なりまして、それによつてのみ収入を得るのでありますから、一朝病氣その他の不時のことがありますと、そこに対応するだけの弾力性が無いといふやうな結果になると思ふのであります。それゆゑに、むしろ勤労所得のごときは総合的に課税をする、しかもそれに累進的に課税すると

いふやうなことを避けて、勤労所得に關しては各別に課税をする、あるいは総合する場合においても、そこに何らかのよほどの緩和点を見出すといふやうな方法をもつておやりになる御意思がないかどうか、その点について伺いたいと思ひます。

○今井政府委員 勤労所得税の問題は、各方面で今御議論になつておるところでありまして、特にその合算関係等におきましては、御承知のやうな点が十分ございまして、ただいま事務當局におきましては、いろいろな角度から明年度予算と絡み合せまして、この合理化につきまして検討中でございます。いづれそのうち具体的に案をお日にかけ得る機会があるのじやなからうかと期待しております。

○浅利委員 大體御趣旨がわかりました。この際税制の根本問題について御検討になり、また政府におかれて大改革をなさるといふ御趣旨は諒したのであります。なるべくその際においては、地方税の關連においても御考慮を願ひたいと思ひます。実は先般汽車中で伺つた話でありまして、私もまだ正確には調べておりませんが、こゝういふ話を聞いたのであります。地方を主といたしまして、田畑に対する税は分與税であります。その課税の標準は、賃貸價格に対して何倍といふことに最近なつておるやうであります。ある縣におきましては、田の賃貸價格が十円、その十円に対して三十五割、つまり三倍半の課税をされるがために三十五円の課税をする。さらに市町村がそれと同額を課税するがゆゑに七十割の課税をされている。しかるに地主のごときは、小作料が七十五円である。

そうすればわずかに五円のゆとりしかなくして、その他の支出等についてはむしろ足し前をする、こゝういふ話を聞いたのであります。この眞偽はまだ私は申中でありまして、今日地方財政の難局からして、あるいはかくのごとき重圧を加えておるごときもあられるかもしれぬと思ふのであります。そういう方面につきましても、ひとり中央における國税のみならず、地方税の範圍にわたります。今回の税制改革については、十分の御検討を煩わしたと思ふのであります。この際希望として申し上げておきます。なおいろいろ税制の問題についても伺ひたいことがありますけれども、今回はこの問題に關連性が少いので、近くまた暫定予算等が出る機会もあると思ひます。私はこの程度に止めて質問を打ち切つておきたいと思ひます。

○中嶋委員長代理 後藤悦治君。○後藤委員 大臣がお見えになりましたので、御退席前の質問を簡単に継続したいと思ひます。細部にわたつては主税局長に伺ひたいのであります。大臣に対しては大まかな方針として伺ひたい。

それは先ほどの質問の際に、私は現行税法が、資本の蓄積をやらなければならぬ際に、法人税が著るしく過重であるといふ点、あるいは中小工業が助長されなくてはならない際に、今回の更正決定額が著しく苛酷請求と思われる点等について質問をいたしましたのであります。昨今の事業所得の中小工業者に與えております更正決定の影響は、実に深刻なるものがありまして、各地で三千名、五千名等の納税者

大会が開かれておるのであります。中には商品全部賣つても納税ができない、あるいは不動産も賣らなければならぬといふやうな、非常な不当課税の弊も多くその例を見ることができるとであります。いんや申告課税は、わが國においては本年初めてこれを採用したのであります。納税者の方においても、種々不慣れた点が多いのであります。これらの点から考えまして、特に今回の更正決定によつて過當なところの課税決定額を受けている者について、大臣として特例を考へていただく用意があるかどうかを伺ひたいのであります。たとへて申しますならば、これはわが國の現状といたしまして、中小工業者の備付帳簿が経理事実の不慣れのために明確な信憑力のあるものを取揃へておるごときが極めて少いのであります。ところが税務署側においても、若干の更僚、殊に未習熟の更僚が多く、はなはだ実態把握に欠けておる点があるのであります。これらが天降的決定となつて、深刻な影響を中小工業者に與へつつあります。が、これに対して本年特にとつていただきたいと思ひますことは、この初めの申告税制下において、私は少くとも――さきに事務當局の見解を聞きまして、三分の二以上という税務署が認定を下した額に対しては、追徴税を免除すると言つておるのでありますけれども、決定を受ける納税者と決定をする税務署との間にいづれも明確なる根拠がないのでございまして、三分の二以上を申告しておつた者に追徴税を免除するといふやうなことは、實際的にはきわめてあいまいなのであります。従つて本年は少くとも申告をして

おつた者に対しては追徴税を免除されることが、私は正しいのではないかと思います。この点について大臣の御所見はいかがであるか。

いま一つはこの地方税、たとえて申しますと都市民税、あるいは府縣民税等が、地方財政救済の立場から、税体系の根本決定をいたしました後に、地方財政救済のために、その都度引上げをされておりますために、著しく最初に税体系を樹立されました当時よりは、過重の負担になっておるのであります。しかも今回のごとき巨額の決定を受けるということになりますと、中小商工業者においては、倒産者が続出するというような現状でありますので、少くとも私は今年に限っては、分納もしくは延納の措置をおとり願いたいと思つてあります。これらの分割拂あるいは延納等について、大臣の御所見を伺いたいと思つてあります。

もしさうはことができればいいと思います。するならば、私も中小商工業者は一時に納税をする、あるいは急納処分を受けるということになつて、事業継続困難となつて、相当多人数に影響を與えると思つてございしますが、これらに対して、事業資金もしくは納税資金等を、特に貸付をされるような御用意があるかどうか、この三点につきまして、大臣の御所見を伺いたいと思つてあります。

○北村國務大臣 いろ／＼の面にわたつての御質問であります。税制といふものに対して根本的の検討を加えるということは、先に申した通りであります。従つて現下の税制のうち、妥当ならざるものもあると思つて、この点は相当な改革をいたしました。

い。特に先ほどお話がございました法人税のごときも、企業を育成しなければならぬという現段階において、税行政のためにかえつて企業の育成を害するような結果になつてはならぬのであります。國家の財政のために、税はますます重くなるという傾向は免れぬといたしまして、一面においてまた産業政策と税行政との關係の調節について、相当苦心を要するところであると思つてあります。要するにそれらの点につきましては、現在なおわれわれの方の事務当局において、相当研究を続けておるのでございしますが、おそれる税全体にわたる問題として、近く皆さんの御審議を願う機会があると思つてあります。

それから特にこの税の分割あるいは延納等について用意ありや否やということなものであります。これらについては、主税局長より御答弁を申し上げたい。これはさうに御承知を願ひたいと思つてあります。

それから地方税と地方の財政との關係でございますが、これは地方の財政が、現在中央もそうでありまして、けれども、特に地方において地方財政が、さうな窮乏しておるといふ事実と、それがために税の過重があるといふことが、これまた地方の振興あるいは特に中小企業等に與える影響も非常に大きいのであります。これまた税行政と産業政策、産業政策とどう調節するか、きわめて困難にして、しかも必要な問題が迫つておるのでございまして、これは地方財政委員会等において、今具體的な調査を進めております。おそれるあまり遠からざるうちに、地方財政調査会の答申を得まして、具體的な

案を提出して御審議願うことができるのである、かように考えておるのであります。その他の税に關する技術的なこまかい点につきましては、主税局長より答弁させることにいたしましたと思つてあります。

○中崎委員長代理 主税局長もおりませんので、後藤君の質問は留保してもよろしゅうございしますか。

○後藤委員 よろしゅうございします。

○中崎委員長代理 都合により暫時休憩いたします。

午後三時三十一分休憩

午後三時四十一分開議
○中崎委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。苦米地君。

○苦米地(英)委員 ちよつと字句の解釈を伺つておきたいのであります。政府職員俸給等に関する法律案の第二條の終りのところで、「暫定給與を支給することができ」とあるののであります。これは支給することであるのであります。政府の考へ方では支給しないでもよろしいといふふうにも解釈ができるのであります。でありますから、先般から問題になつておりますこの政府の案をのまなければ支給しない。こういうような権限を政府に與えるといふ條文であるかどうか、これを伺ひます。

○今井政府委員 先ほど島田委員が同じ御質問をされました。お答え申し上げます。今日技術的な面から、こういふ場合には、こういふふうには、かつての例であります。たとえば四條のおしまいにあります。また技術的の申しますのは、暫定給與そのものが適用できないような職員の種類も、政府職員のような複雑な二百何十万という数の中にはございします。このういふふうには、さういふことを、島田委員にも申し上げておきました。

○苦米地(英)委員 権限を與えるといふ意味はないのです。政府の判断で支給してもよい。支給しなくてもよい……。

○今井政府委員 「できる」といふ書き方は、法文解釈からいけば、そういうことになるわけでありまして、しかし、ここではさういふふうなことをねらつて書いたものではないといふことを、島田委員に申し上げておいたはずであります。ほかの四條等にも、こういつたものはそのとき申し上げたのであります。未復員者、未帰還の職員といふような、全然さういふ法令をそのまゝ適用できない職員が、政府職員の中にはたくさんございします。常にこういう場合には、さういふ書き方をしようといふことを、申し上げたにすぎないのであります。さういつた從來の筆法を、そのまま踏襲したものでございします。

○中崎委員長代理 この際皆さんにお諮りします。野坂参三君から委員外の発言申入れがありました。五分間に限り質疑を許して異議ないかどうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中崎委員長代理 それではさう決しました。野坂参三君。

○野坂参三君 五分間ということになります。大蔵大臣からできるだけ明快にお答え願ひます。済みません。それは今苦米地委員から言われたこと

は、逆に私は大蔵大臣の方から、積極的な面でお答え願ひたいと思つてあります。と申しますのは、きのうからの加藤労働大臣と私の懸案の中に、はつきりしたような、しないような点もあるのですが、これは非常に重大な問題になつております。きょう実は大会があつて、そこでもいろいろ問題があつたが、この問題だけを中心に取上げたのであります。これは重大な結果を導き得るような問題だと思ひます。十三日に政府の方から各組合にお渡しになつたあの條件、それは三條件ありましたが、その條件が、もし受諾されなければ、二千九百二十円を政府は拂わないのか。あるいはさういふ條件をそのまゝのまなくとも拂うのか。さういふ点を大蔵大臣の方からお答え願ひたいと思ひます。

それからもう一つこれに加えて、きのう加藤労働大臣は、これが議會を通すればただちに國鉄に拂う。しかしほかの官公労には技術的な面において多少交渉があるから、遅れるだろうといふお説がありました。しかしこの技術面という内容を見ますと、ほとんど問題にならないのであります。しかも國鉄と同じことが、たとえば地域差、職階制、さういふ問題があるから、他の官公職職員に対しては遅れるという意味のお話があつた。しかしさういふ條件は國鉄にも現にあるので、何もほかの官公労に限つたことではない。従つて國鉄にはこの予算が通過しても、少し延ばすといふ御意思かどうか伺ひます。

○北村國務大臣 ただいまの第二條の解釈につきましては、政府委員より申し上げた通りでありまして、これを支

給することができるといふのは、國會から政府がそういう権能を與えられて、從つて政府はその與えられた権能において、支給することができるといふのでありまして、その内容については、今井給與局長が申し上げた通り、格別な意圖があるわけではないが、法の用例である。こういうふうには御解釈願つて差支えないと思ひます。

それから第二段の御質問であります。これは私がこの予算委員会においても申し述べた通りでありまして、政府は今回の支給にあたりまして、從來の關争体制を解いてほしい。のんでもらいたい。こういうことを期待しておるのであります。そういう希望を捨てておらぬ。從つてのまぬ場合はどうかといふお尋ねであります。のまぬ場合は想定しておらぬ。全部のんでいただく。そのために誠意を披瀝してのんでいただく。そういう決心でありますから、どうかさう御了承を願ひたい。

○野坂參三君 それが私どもは理解できない。きのうから同じような質問をしてありますが、きようは予定では通過すると思ひます。そこで約束によれば、あした官公職員に拂われるのであります。これはあしたに迫つておる。そうすれば、ほかの國鉄以外の官公吏に対してはどういうふうによられるか。

○北村國務大臣 私としてはただいま申し上げた答弁を繰返すのみであります。政府ではなお努力いたします。そうしてのんでいただくように、誠意を披瀝してのんでいただくこれは今日の場合いろいろの情勢から考えまして、どうしても關争体制を解いていた

だくように、非常に期待をかけておる。從つてその期待は實現するものと信じておりますので、これ以上ただいま詳しく申し上げることは困難であります。

○野坂參三君 つまり結論としては了解しなければ拂わない。かように解釈して差支えないですか。

○北村國務大臣 私の申し上げた意味と、ただいまの御解釈とは違ふと思ひます。ですから私の言葉の通り御了承願ひたい。

○野坂參三君 言葉の通り解釈すれば、今私の言つた通りになると思ひます。つまり了解しなければ結局拂わな

○北村國務大臣 政府においては必ず妥結すると思つておるわけですが。

○野坂參三君 了解させるためにきようどういふふうな手を打つておられますか。

○北村國務大臣 それは追つても一度私ども寄りまして、協議をしたいと思つております。

○野坂參三君 これは具体的に申し上げますと、國鉄にはいつお拂ひになりますか。

○北村國務大臣 それはわかりませ

○野坂參三君 予算が通過すればすぐお拂ひになりますか。

○北村國務大臣 これはもし國會の通過をみましたならば、なるべく二十日には拂ひ得るように努力するといふことを申し上げております。これは國鉄のみならず、他の労組に対しても申し上げておるのであります。大体さういふ方向に向つて今努力を続けております。

○野坂參三君 これは第七條になります

すが……。

○中崎委員長代理 野坂君発言に先だつて委員長は許可を得られるように。

○野坂參三君 職員が執務しないときは、その執務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除くほか、その執務しない一時間につき減額する、こういう規定がありますが、これは非常に重大な問題だと思ひますが、この点はたとへば労働法の第四十條の中に、使用者は労働者の調停をなす場合において労働者がなした発言又は労働者が争議行為をなしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これにからずあります。その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。……

この第七條には、明らかに私はこの四十條に違反するやうな規定が含まれていて、こゝういふふうには解釈しますが、この点はどうか。

○今井政府委員 この問題は野坂議員の御質問と同じ御質問が島田委員からありましてお答え申し上げてあります。が、この法文といつたしましては、單なる手続をきめただけのものではあります。別に從來行われておるやういふ場合に引くとか引かないとかいふことを訂正しようといふ意思は含まれておりません。ただ從來は日割で引いておつたものをいふの關係から時間割に改めるといふだけ規定したものであります。この法律によりまして、特にこゝういつた場合を新しく引こつといふやうな意圖は全然含まれておりません。但し争議行為のあつた場合に引くといふ原則は、すでに一昨年から確立されておまして、それにつきましては、労働法違反でないといふ有権的な

労働省なり、中労委の解釈になつております。

○後藤委員 委員長の御宣告の時間が過ぎたやうに考へられるのであります。が、私どもは一刻も早く本委員会を終了したいとして、本會議に上程と同時に、手続を経てそれらの當該官吏に支給されることを要望してやまないのであります。從つて質疑を打ち切られた動議を提出いたします。同時に討論を終結されまして、ただちに採決あらんことを望みます。

○中崎委員長代理 野坂君に申し上げますが、大体予定の時間も経過いたしました。大体あなたの質問は、島田君が詳細にわたつてやつておられましたから、それらについては速記録をこちらを願ひたいと思ひます。

○野坂參三君 私は島田君のもの以外にまだ質問があります。

○中崎委員長代理 大体時間も経過いたしましたので、いづれまたほかの機会にお願いいたします。

○野坂參三君 委員長の宣告なら服従しますけれども、この問題は皆さんがお考へになつてゐるよりも、もつと重大な問題だと思ひます。その結果について、ここの委員もある程度、こゝういふやうな状態で打ち切られるならば、責任を負われるよりしかたがないと思ひます。宣告が決定すれば服従します。

○中崎委員長代理 宣告通りの時間もまいりました。いづれまた後の機会にお願いいたします。まだ十分機会はあろうと思ひます。

それでは他に質疑はございませぬか。

○内藤委員 討論は省略してただちに採決されんことを望みます。

○中崎委員長代理 ただいまの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中崎委員長代理 御異議がなければ、さう決定いたします。これより採決いたします。政府職員に支給する法律案並びに政府職員の俸給等の支給に關する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に對する一般會計の繰入金に關する法律案の両案を、原案の通りに決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○中崎委員長代理 起立議員。よつて両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

本日はこれにて散會いたします。午後三時五十分散會

〔參照〕

政府職員の俸給等に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
この法律案の内容を簡単に述べると、先ず本則において内閣總理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官等を除いた職員に對し、臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に基いて新給與水準即ち二千九百二十四水準による俸給等を本年一月に遡つて支給することとし、右の俸給等の額及びその支給に關する事項は別に法律でこれを定めることとしてゐる。なお、内閣總理大臣その他の國務大臣等この法律の適用を受けない者の俸給について

も別に法律でこれを定めることとして
併しながら、これが実施には諸般の情勢からして、なお若干の時日を必要とするのであるが、他面政府職員的生活の实情を思うとき、新給與案実施に至るまでの間の「ツナギ」として、新給與水準の一部の内拂いを必要とする事態に当面している次第である。従つてこの法律案の附則において、右の二千九百二十四のうち、二千五百円程度を暫定給與とし、本年一月に遡及して内拂いすることとし、その暫定給與の種類、支給方法等を規定した次第である。

これを実施するに必要な予算は、一月乃至三月分では、

一般会計所属職員分
二十三億五千四百余万円
特別会計所属職員分
三十七億九千四百余万円

合計 六十一億四千九百余万円
であり、右の金額は、昭和二十二年一般会計予算補正第十五号及び特別会計予算補正第十号に計上してある。

二、可決の理由

最近における政府職員的生活の实情をも勘案し、この暫定給與は早急に支給すべきであるとの理由によりこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年三月十九日
財政及び金融
融委員長 早稲田柳右エ門
衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年五月十九日印刷

政府職員の俸給等の支給に關する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

政府は今回臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に基き、政府職員の給與水準を引き上げるに決し、その給與体系の整備を図ることとし、これに關する法律案を別途提出したのであるが、大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定においては、その收支の状況に鑑み、今回の措置に要する経費等の財源は、これを一般会計からこれらの会計に繰り入れる必要があるので、大藏省預金部特別会計については、一億九千六百八十三千円、國有鐵道事業特別会計については、十九億九百四十四万二千円、通信事業特別会計については、九億三千九百九十四万一千円、簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定については、一億六千七百八十一万五千円、同会計の年金勘定については、四百八十三万四千円を夫々繰り入れることとした。

なおこの一般会計から繰入金については、各特別会計の性質に鑑み、これらの合計が後の健全な財政状況になつた際には、その繰入額に相當する金額に達するまで、予算の定めるところにより、夫々一般合計へ繰り入れる予定で、これに關する規定も設けた次第である。

ある。

二、議案の可決理由

今回の政府職員に対する俸給の支給に伴う措置として必要にして妥當なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年三月十九日
財政及び金融
融委員長 早稲田柳右エ門
衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局